

H30 みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金

県内の中山間地域の活性化のため、地域資源や遊休資産を活用したコミュニティビジネス、地域活性化の取組を支援します。

1. 地域活性化支援事業

地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流など地域の誇りを再生・発展させる取組や、地域産業の発掘・発展、復活のための取組に対して支援

【主な取組例】

- 地域の伝統文化等の伝承、再生により地域の活性化を図る取組
- 地域の美化活動、環境保全活動等を通じて住み続けたい心を醸成する取組
- まちむら交流等により地域を活性化する取組
- 地域の農産物等特産品づくりや地域に伝わる伝統野菜等の復活など新たな取組 等



- 1) 補助対象経費** 《ソフト事業》伝統行事・伝統芸能の復活、都市農村交流の実施、地域産業の復活・発展等に要する経費／1件あたり50万円未満の備品、機械、器具等に係る経費 等
《ハード事業》空き家の改修などによる交流施設整備費／集会所（市町所有の公民館等除く）のバリアフリー化経費／小型農業機械・設備導入経費／ハード整備と一体的に整備する備品購入費 等
- 2) 事業実施主体** 市町、広域的運営組織、集落、NPO、その他住民団体、個人事業者、企業、組合 等（ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く）
- 3) 補助金限度額** 《ソフト事業》1事業あたり100万円（補助率：県1／2、市町任意）
《ハード事業》1事業あたり300万円（補助率：県1／3、市町1／6）

2. 中山間地域コミュニティビジネス支援事業

特産品、加工品づくり等に必要な製造・販売施設、農家レストラン、宿泊施設の整備など新たなビジネスへの取組や、地域に不足するサービスなどの社会貢献を伴うコミュニティビジネスを開始しようとする取組等を支援

【主な取組例】

- 農畜産物や水産物など地元の資源を利用した加工品づくり
- 地元農林水産物等を食材として活用する農家レストランの開業
- 地元観光農園等と連携した体験型の農家民宿の開業
- 地元で捕獲されたイノシシ等の獣肉解体処理施設の整備
- 見守りを兼ねた高齢者向け宅配弁当の配達
- 高齢者世帯などを対象とし、草刈りやゴミの片付け、墓参りなど生活支援型の便利業 等



- 1) 補助対象経費** 《ソフト事業》新商品の企画・販売促進又は営業に係る経費／PRイベント開催経費 等
《ハード事業》事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリース費用／ハード整備と一体的に整備する備品購入費 等
- 2) 事業実施主体** 個人事業者、企業、組合、広域的運営組織、集落、NPO、その他住民団体 等（ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く）
- 3) 補助金限度額** 《ソフト事業》1事業あたり100万円（補助率：県1／2、市町任意）
《ハード事業》1事業あたり300万円（補助率：県1／3、市町1／6）

3. 地域遊休施設活用事業

中山間地域等において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組等を支援

【主な取組例】

- 集落内の空き店舗を改修し、地域住民で運営する農村レストランの開始
 - 空き校舎を改修し、地域の交流サロンや農産物加工施設への活用 等
- ※ いずれの取組においても、施設整備だけではなく、地域住民のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等を併せて実施



- 1) 補助対象経費 遊休施設改修経費（事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む。）／ハード整備と一体的に実施するソフト事業（PR活動等）に要する経費） 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的運営組織、集落、NPO、その他住民団体 等
- 3) 補助金限度額 1事業あたり1,000万円（補助率：県1／2、市町1／3）

4. 中山間地域資産シェアリングシステム導入事業

中山間地域において、遊休化したまたは遊休化する可能性のある農林地、宅地、建物等の管理が放棄される前に、所有者の意向を把握し、必要な者への情報提供を行う取組に対して支援

【主な取組例】

- 空き家等の実態を把握するための調査
- 空き家、農林地等利活用希望者等への情報発信

- 1) 補助対象経費 調査経費（報酬、旅費、印刷費、郵送費等）／ホームページ作成費用 等
- 2) 事業実施主体 市町
- 3) 補助金限度額 1事業あたり100万円（補助率：県1／2）

5. 安全・安心活動支援事業

中山間地域において、豪雪や鳥獣被害など自然の猛威から生活を守るための雪囲いや除雪、防護柵など、被害を防ぐための事前の取組に対して支援

【主な取組例】

- 家屋の雪囲い等豪雪地帯で設置されている雪害に対する準備
- 集落内及び幹線道路までの通路等の除雪
- 台風、洪水など自然災害や火災時における集落の防災計画策定づくり
- 家屋、屋敷への鳥獣被害を防ぐための対策 等



- 1) 補助対象経費 雪囲い等の設置に要する経費／除雪に係る経費（除雪機の導入・リース等）／防災計画策定のための経費／防災計画に必要な機器等の導入経費／鳥獣侵入防止柵の設置経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的運営組織、集落、NPO 等
- 3) 補助金限度額 1事業あたり50万円（補助率：県1／3、市町1／6）